

医療記録の開示をすすめるということ

桜井 隆

さくらいクリニック・医療記録の開示をすすめる医師の会

医療情報の公開、開示に関する要請が高まっている。厚生省からは1997年6月の「レセプト開示の通達」に続いて、98年6月「カルテ等診療情報の活用に関する検討会」報告書が出され、カルテ開示法制化へ向けて一歩踏み出した感がある。また薬剤情報提供料や入退院時の指導料等診療報酬にも情報提供のコストが算定されるようになって来た。このように、行政サイドから次々と出される医療情報開示制度化への波。

一方、患者、市民からは医療情報に対するアクセス権、情報開示に基づいた医療の自己決定権を求める動きが活発化している。出産時の死亡事故に関して陣痛促進剤使用をめぐる裁判をきっかけとした市民運動が、厚生省のレセプト開示通達の実現に大きな力となったことは記憶に新しい。われわれ医療者はこのような情報開示の大きな流れにどのように対応すればよいのだろうか。

カルテという不思議なドイツ語で呼ばれるファイル、このカルテの開示を阻んで来たものはいったい何なのだろうか。どうせ素人にはわからないという医療の専門性の高さ？ 指示に従わない、訴えが多いなどという評価を記載した医療者の著作権？ がんの告知など一般に言われる問題は記載方法や情報提供の仕方、開示後の対処等で解決可能であって、最終的には開示を拒む理由とはならないであろう。むしろ問題は医療、医学の

限界、不確実性にあると思う。からだのことだから、いのちにかかわることだから、絶対に間違いはあってはな

らない、という人々の健康、長寿に対する果てしない要求。それに無理に答えようとして情報をコントロールして医療者が築き上げてきた“医療は確実なんだ”という幻想。医療情報の公開、開示はこの双方が作り上げてきた幻想を打ち砕き、医療なんてほのほのものの、という現実を明らかにすることに他ならない。遺伝子治療など医学の進歩とはうらはらに、医療の限界、不確実性は案外身近に存在する。この現実を知った上で患者、

医療者双方が共同作業としての医療を行なっていく必要がある。その共通のベースとして、医療情報は患者が理解し納得する形で提供されねばならない。

最近、患者に情報を押しつけて選択を迫り、うまくいかなかった場合、“あなたが選んだ治療だから”と責任を回避する医療者の対応がみられる。

訴訟やトラブルを恐れるため、一方的に提供される情報洪水に溺れる患者たち。誰もこんな構図は望んでいない。病気だけでなく、医療者に対しても神経を遣わなければならない状態では、患者のこころは癒されない。限界のある医療の中で、いのちの主人公である患者自身と専門家としての医療者が最善の選択を一緒に考えていく、そんな共同作業の過程の中で、患者、利用者が癒されていくような医療情報の提供の方法を探していきたい。その時、看護婦、助産婦など医師以外の医療者の果たす役割は大きいはずだ。

医療記録の開示をすすめる医師の会ホームページ
<http://www.reference.co.jp/karute-k/>
 さくらいクリニックホームページ
<http://www.reference.co.jp/sakurai/>

